

**「熊本市自治基本条例の一部改正(素案)」に関する
パブリックコメントの意見集約状況の公表について(中間報告)**

熊本市自治基本条例の一部改正(素案)に対しましては、パブリックコメント等を通じて多くのご意見をいただきました。特に、素案第2条の市民の定義に「(外国の国籍を有する者を含む。)」と明記することに対し、「外国人住民の方々に新たに権利義務を付すということにつながるのではないか」、あるいは「日本国籍を有していない方に選挙権や直接請求権を認めるものではないか」といった不安や反対の声を多くいただいております。

当該部分に関しましては、外国人住民の方々に市民としての自覚を促すとともに、地域においても、外国人住民の方々をまちづくり活動の担い手として認識してもらうことにより、地域のつながりの深化や地域コミュニティ活動の活発化を図っていくことを目的としており、新たに権利や義務が発生するものではありません。しかしながら、これを明記することにより、かえって外国人の皆様に対する反感の声が大きくなったり、地域コミュニティにおいて不安や軋轢を生んでしまうことも考えられます。

よって、今後、この条例改正案の内容や施行時期については、いただいたご意見を参考に、市議会の意見も伺いながら、見直しを含め慎重に検討することといたしました。

については、現時点で改正案をお示しすることはできないため、当初、2月15日に行う予定としていたパブリックコメント結果の公表については、提出された意見の件数及び主な内容のみを公表し、意見等に対する本市の考え方を含めた結果の公表については、条例改正案がまとまり次第、別途公表いたします。

なお、当初、令和5年(2023年)4月施行に向け、本年第1回定例会市議会に条例改正案を提案する予定としておりましたが、今後は、当議会において、パブリックコメントの状況を報告し、この条例に関するご意見を伺った上で、6月以降の定例会市議会への提案に向け、条例改正案の検討を進めてまいります。

1 意見募集期間

令和4年(2022年)12月20日(火) ～ 令和5年(2023年)1月18日(水)

2 ご意見の提出状況

ご意見を提出された方の人数 1,476人(うち本市に居住する方 457人)

ご意見の件数 1,888件(うち本市に居住する方からの意見 588件)

3 提出された主なご意見

(1)第2条第2号(市民の定義) 1,315件(うち本市に居住する方からの意見401件)

- 熊本市が外国人による参政権(選挙権・直接請求権・住民投票権)を認めたことにならないか。もしくは、将来の外国人への参政権の付与につながるのではないか。
- 市政は日本国籍を有する市民が担うべきであり、外国籍を有する者の参画を認めるべきでない。
- 外国人が増えていくと、彼らの都合の良い市政へと必ず変えられる。熊本市ひいては日本国の環境の悪化、伝統文化の破壊等につながるのではないか。
- 国際情勢が不安定な中、日本の安全保障上問題がある。
- 日本国籍を有しない者に対し、選挙権や住民投票の請求権、住民投票権を認めるものでない旨を条例に明記すべき。
- 自治・市民参画は、日本国籍を有する市民が担うべき(まちづくりに参画する人は日本国籍を取得すべき)。
- 移民を認めるものになってしまう。
- 外国人側からすると、「市民活動への参加を促されるのに権利は与えられない」と考えないか。
- 国籍や人種等関係なく、市内に居住する人が市民同士で共生できる社会を目指す熊本市であってほしい。等

(2)第27条第2項(地域社会を構成する多様な市民) 153件(うち本市に居住する方からの意見63件)

- 多様性に配慮した改正は不要ではないか。
- 人間は、男と女しかいないので条例変更は不要である。
- 近年、多様化やグローバル化を推進した国々が悲惨な結果に陥っている事例があり同様の事例とならないか不安である。等

(3)第32条第1項(身近な地域の課題の具体例) 4件(うち本市に居住する方からの意見1件)

- 福祉や環境について外国人が騒ぎ始めたら止まらない、外国人による生活保護の受給などで、他の自治体で問題となっている。等

(4)第32条第2項(多様な文化的背景を踏まえつつ) 203件(うち本市に居住する方からの意見52件)

- 日本人住民が一方向的に配慮すべきでなく、外国人側にも同様に配慮すべきと記載すべきではないか。
- 全てとは言わないが一部の国の人は、わが身の利益だけを追求する人が多く存在する。

- 外国の方は、日本国(熊本市)の文化や言語に配慮していただく必要があるのではないかと(「郷に入っては郷に従え」ではないか)。
- なぜ熊本市人口の1%にも満たない外国人の文化的背景を考慮しなければならないのか。
- 外国人への生活保護支給の根拠となりえるので反対である。
- 多様な文化を受け入れた為に、その地域の独自文化を失う事につながるのではないかと。
- 日本は多様な文化を受け入れてきたので、修正は不要であるとする。等

(5)第36条の2第1項(「自助」、「共助」の取組の具体例) 12件(うち本市に居住する方からの意見4件)

- 「自助」「共助」を強調することで、公助の重要性が薄められているのではないかと
- 外国人による食料や水の買い占めを正当化する恐れがある。等

(6)その他 201件(うち本市に居住する方からの意見67件)

- 【前文】「自治体の最高法規」を削除すべき。最高法規は日本国憲法である。
- 【第2条(定義)】第7号「自治」にある「自分たちの意思で責任を持ち治めること」を外国人に適用すると、彼らだけのコミュニティをつくり、彼らしか入ることのできない地区が発生し、危険地帯となる。このような事例は国内外に数多く存在する。
- 【第3条(自治の基本理念)】LGBTをはじめ人権が大きく叫ばれる昨今であるが、容認している国々で良い結果を招いている国はない。
- 【第4条(自治運営の基本原則)】
 - (1) 情報共有の原則について

中学校・高校の授業や保護者会、商工会や商店街を通じて情報を広めたり、SNSやTV番組での市民への共有を増やすなど、これまで以上に積極的に共有しなければ伝わらないのではないかと。
- 【第37条、第38条(住民投票)】熊本市自治基本条例第8章の住民投票にかかる条文は削除すべきではないかと。
- 【附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。】年末年始の忙しい時期に改正素案を出し、4月には施行するといった拙速すぎる対応をすべきでない。もっと時間をかけて改正手続きを行うべき。
- 条例改正のタイミングから、台湾のTSMCの為であることは歴然。
- 熊本市民に中国語を強制していると聞いた。等